

鶴田町ふるさと納税事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は本町へのふるさと納税の推進を図るとともに、町内産業の活性化に寄与することを目的として、寄附者に対して地元特産品等を贈呈する鶴田町ふるさと納税事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第37条の2及び第314条の7の規定に基づく寄附のことをいう。
- (2) 協力事業者 法、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)及びこの要綱の規定に基づき、事業の参画を申し込み、第7条第2項の規定による承認を受けたものであつて、町税を滞納していないもの及び代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員でないものをいう。
- (3) 返礼品 寄附者に返礼する特産品等(町内及び交流都市で製造、加工、栽培等をしている商品又は提供するサービス)であり、国が規定するふるさと納税事業に係る地場産品基準に適した内容であるものをいう。
- (4) 寄附者 本町に対し、ふるさと納税を行った町外在住の者をいう。
- (5) 中間事業者 寄附者からの寄附に伴う返礼品の受注、協力事業者への返礼品の発注等を行うに当たり、町と業務委託契約を締結したものをいう。

(事業の内容)

第3条 ふるさと納税をしようとする者は、鶴田町ふるさと納税寄付金申込書(様式第1号)により町長に申し出るものとする。ただし、インターネットを経由してふるさと納税を行う場合は、この限りでない。

2 町長は、寄附者に対し、ふるさと納税の額に応じ提出された返礼品申込書(様式第2号)記載の返礼品を送付することができる。ただし、寄附者が返礼品を希望しない場合は、この限りでない。

3 返礼品は、協力事業者から寄附者に送付するものとする。

4 町長は、協力事業者(中間事業者を介する場合は中間事業者)に次条の返礼品相当額(消

費税及び地方消費税を含む。以下「返礼品価格」という。)及び送付に係る費用を支払うものとする。

(返礼品の額)

第4条 返礼品価格は、寄附金額に対して3割以下の額とする。

(協力事業者及び返礼品の承認申請)

第5条 協力事業者及び返礼品の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、鶴田町ふるさと納税協力事業者・返礼品申請書兼変更届(様式第3号。以下「申請書兼変更届」という。)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 返礼品の紹介文書及び写真
- (2) 鶴田町ふるさと納税事業実施における誓約書兼同意書(様式第4号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(協力事業者及び返礼品の承認)

第6条 町長は前条の申請書を受理したときは、その内容を審査、必要に応じて行う実地調査その他の方法により、事業者及び返礼品が適当であるか否かを調査し、速やかに承認の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項に規定する承認の可否を決定したときは、鶴田町ふるさと納税協力事業者・返礼品決定通知書(様式第5号。以下「決定通知書」という。)をもって、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(承認内容の変更)

第7条 協力事業者は、承認された内容を変更する場合は、申請書兼変更届に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

ただし、国によるふるさと納税の制度改正等により町が決定した内容に寄附額等を変更する場合は、この限りでない。

- (1) 新しく提供しようとする返礼品の紹介文及び写真
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は前項の規定による内容変更申請書の提出があったときは、その変更内容を審査し、その結果を決定通知書により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、協力事業者及び返礼品の承認を取り消すことができる。

- (1) 協力事業者から申出があった場合

- (2) 協力事業者が第 2 条第 2 号及び第 3 号の規定に該当しなくなつたと認められる場合
 - (3) 協力事業者の内、食品協力事業者であつて食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)違反であることが認められる場合
 - (4) 町が行う前 2 号に係る調査確認に応じなかった場合
 - (5) 社会通念上、協力事業者としてふさわしくないと認められる場合
- 2 協力事業者は、前項第 1 号の申出をする場合は、鶴田町ふるさと納税協力事業者・返礼品承認取消届出書(様式第 6 号)を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、第 1 項の規定により承認を取り消したときは、鶴田町ふるさと納税承認取消決定通知書(様式第 7 号)により協力事業者に通知するものとする。

(損害賠償)

第 9 条 協力事業者は、第 6 条及び第 7 条により承認を受けた返礼品において、次の問題が生じた場合は、速やかに町長に報告するとともに、これらの問題により、町又は第三者に生じた損害賠償、訴訟費用その他の費用を負担しなければならない。

- (1) 返礼品の品質、流通及び提供等における事故等の問題
- (2) 国が規定する地場産品基準違反、食品表示法等違反により生じた問題

(請求)

第 10 条 協力事業者は、月毎の返礼品の送付実績を翌月の 10 日までに町長に報告し、第 3 条第 4 項の費用を請求するものとする。ただし、第 2 条第 5 号に規定する中間事業者を介する返礼品の送付を行った場合は、この限りでない。

(協力事業者の責務)

第 11 条 協力事業者は、事業に係る事務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 協力事業者は、事業の実施に係る法人等の権利及び義務を町長の許可なく、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- 3 協力事業者は、提供した返礼品の品質等に関する苦情及び事故に対し、責任を持って誠実に対応しなければならない。
- 4 協力事業者は、提供する返礼品について、在庫不足等その他やむを得ない事由により、登録を受けた送付期間内の送付が困難であると見込まれるときは、速やかに町長に報告しなければならない。
- 5 協力事業者は、返礼品の発送に係る業務を除き、これを第三者に請け負わせてはならない。
- 6 協力事業者は、本業務の実施につき、提供された寄附者の個人情報等を厳重に取り扱うとともに、記念品の提供以外の目的に使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。
- 7 前項の規定は、協力事業者でなくなった後においても同様とする。

(委託業務)

第 12 条 町長は、ふるさと納税の効果的な運営を図るため、ふるさと納税に係る事務のうち、必要と認めるものについて、事業者に委託することができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から適用する。

鶴田町ふるさと納税寄附金申込書

鶴田町長様

申込日：令和 年 月 日

自治体CD:023841

以下のとおり、寄附をしたいので申し込みます。
(本申込書は、郵送またはファックスでお送りください。なお、ポータルサイトから申し込みすることもできますので、ご活用ください。)

※鶴田町在住者につきましてはお礼の品は発送されません。あらかじめご了承ください。

▼ 寄附者情報

※個人情報の取り扱いについて
寄附金の受付及び入金に係る確認・連絡等に利用するものであり、それ以外の目的で使用するものではありません。

フリガナ					電話番号				
氏名									
住所	〒		-		都道		区市		
					府県		郡		
E-mail									
情報公開	☐	承諾する	☐	承諾しない	※ 承諾された場合は、氏名・住所(市区町村名)・寄附金額等を鶴田町ホームページや広報紙などで公表させていただく場合がございます。				
ワンストップ特例申請書	☐	希望する	☐	希望しない	☐ 男 ☐ 女	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日	※給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告をせずに寄附金控除を受ける申請です。 ただし、年間5団体以内の寄附の場合に限ります。

▼ 寄附・使途情報

金額				円	※ご寄附をされた鶴田町外在住の方に寄附金額に応じてお礼の品を進呈します。 ※寄附は、年度内に何回でもご利用いただけます。				
支払方法	☐	払込取扱票	※ 払込取扱票(郵便局専用)は、申込日から起算して7日程度でお届けします。 最寄りの郵便局からお振込みください。上記寄附者情報に記載のお名前でお振込みをお願いします。						手数料無料
	☐	納付書	※ 納付書は、申込日から起算して7日程度でお届けします。 <お取扱いできる金融機関(全国の本・支店)は以下の通りです> (青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、つがるにしきた農協)						手数料無料
	☐	銀行振込	青森銀行 鶴田支店 (普通) 口座番号 195337 口座名 鶴田町会計管理者 ※上記寄附者情報に記載のお名前でお振込みをお願いします。						手数料は ご負担ください
	☐	現金書留	<送り先> 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200番地1 商工観光課 宛 〒038-3595						手数料は ご負担ください
	☐	自治体窓口	鶴田町役場 商工観光課 窓口にてお支払いください。						
	※ クレジットカード等でお支払いの場合は、当町ホームページに記載のふるさと納税ポータルサイトからお申込後、クレジット決済をお願いいたします								
使途 (一つ お選び くださ い)	☐	子育て支援の充実							
	☐	鶴の舞橋を中心とした観光振興							
	☐	その他、鶴田町の発展のための事業							

▼ お届け先情報

※ 寄附者情報と異なる場合のみご記入ください。

フリガナ					電話番号				
氏名									
住所	〒		-		都道		区市		
					府県		郡		

鶴田町ふるさと納税寄附金申込書

寄附者氏名		電話番号	
▼ お礼の品情報 ※ ご寄附をいただきました方は、カタログ等から寄附金額に応じてお選びください。			
	お礼の品番号	お礼の品	お礼の品金額
1	No ー		円
2	No ー		円
3	No ー		円
4	No ー		円
5	No ー		円
6	No ー		円
7	No ー		円
8	No ー		円
9	No ー		円
10	No ー		円
◆金額合計が寄附金額を超えていないか確認ください。⇒			お礼の品金額合計 円
◆寄附金額以上をご記入いただいた場合は、一部辞退とさせていただきます。			

辞退	☐	お礼の品を辞退する ※ お受取をご希望されない方のみチェックをしてください。
----	--------------------------	--

ご注意	※お礼の品は、ご入金確認後、約2週間～1か月ほどでお届けとなり、お届け希望日時を指定することはできません。 ※季節や時期によりお手配にお時間がかかる場合がございます。 万が一、品切れ等によりお手配できない場合はご連絡いたします。 ※制度改正等によりお礼の品の贈呈を中止する場合はホームページ等でお知らせしますので、事前にご確認ください。
-----	---

▼ 鶴田町へのご意見・メッセージがございましたらご記入ください。

<お問合せ先>

■ふるさと納税全般に関するお問合せ先
鶴田町役場 商工観光課 商工係
TEL 0173-22-2111
FAX 0173-22-6007
メールアドレス:furusato-tax@town.tsuruta.lg.jp

■お礼の品発送に関するお問合せ先
ふるさと納税商品お問合せセンター
TEL:0120-977-050(受付時間:9:30～18:00)
休日:土日祝日・12/29～1/3

2024/7/1版

鶴田町長 殿

事業者名:
代表者名: 印

鶴田町ふるさと納税(協力事業者・返礼品)申請書 兼 変更届

鶴田町ふるさと納税事業実施要項第5条及び第7条第1項の規定に基づき、鶴田町ふるさと納税事業への参画を申し込みます。なお、町に対して納付又は納入すべき町税等の納付状況について町長が調査することに同意します。

申請内容	新規 ・ 変更	
所在地	〒	
事業者名	フリガナ	
代表者名	フリガナ	
事業者情報	電話	
	FAX	
	メールアドレス	
	ホームページURL	
担当者連絡先	フリガナ	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	メールアドレス	
提供品目		
添付書類	・返礼品等の紹介文及び写真 ・様式第4号 鶴田町ふるさと納税事業実施における誓約書兼同意書	
備考		

※事業者登録情報の変更があった場合は、備考欄に変更項目をご記入ください。
なお、事業者名に変更があった場合は、従前の事業者名もご記入ください。

様式第4号(第5条関係)

鶴田町ふるさと納税事業実施における誓約書兼同意書

当社(団体である場合は当団体、個人である場合は私。以下同じ。)は、鶴田町ふるさと納税事業の実施に当たり、次の事項について誓約し、同意します。

- 1 鶴田町ふるさと納税事業実施要項(以下「要綱」という。)に規定する様式及びこれに係る提出資料に記載した事項は、すべて真実と相違ありません。
- 2 要綱に規定する、鶴田町ふるさと納税事業の要件を全て満たし、要綱及び食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、地場産品基準等の関係法令を遵守し、必要書類の整備・保存を行います。
- 3 鶴田町ふるさと納税事業の実施において調査確認が必要であると認めた場合、町が実施する調査確認について速やかに応じます。
- 4 鶴田町ふるさと納税事業の実施において得た個人情報に関しては、返礼品の発送及びそれにかかわる事務以外のことに利用いたしません。個人情報が漏えいしたことなどにより、町に損害が発生したと認めるときは、町と協議の上、損害賠償の請求に応じます。
- 5 承認を受けた返礼品において次の問題が生じた場合は、速やかに町長に報告するとともに、損害賠償を含め当社が一切の責任を負います。
- 6 1から5に反する場合の事業者登録の解除等、町が行う一切の措置について異議の申し立て、また、承認解除により生じた損害の賠償請求を行いません。

令和 年 月 日

鶴田町長 殿

住 所:

事業者名:

代表者名:

印

鶴田町ふるさと納税協力事業者・返礼品決定通知書

年 月 日 付けで提出のあったふるさと納税事業への申請及び変更については、次のとおり決定したので、鶴田町ふるさと納税事業実施要項第6条第2項及び第7条2項の規定により通知します。

所 在 地	〒	
事 業 者 名	フリガナ	
代 表 者 名	フリガナ	
承認結果	ふるさと納税事業の提出内容を します。	
承認期間	期間 ～ 承認期間は、疑義が生じない限りにおいては、双方合意の上、1年毎に自動更新するものとする。	
提供品目		
備考		

鶴田町長 殿

事業者名:
代表者名:

鶴田町ふるさと納税協力事業者・返礼品承認取消届出書

鶴田町ふるさと納税事業実施要項第8条第2項の規定に基づき、次のとおり
鶴田町ふるさと納税(協力事業者・返礼品)承認取消届出書を提出します。

1 協力事業者

所 在 地	〒	
事 業 者 名	フリガナ	
代 表 者 名	フリガナ	
担当者連絡先	フリガナ	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	メールアドレス	

様式第7号(第8条関係)

鶴商第 年 月 号
日

殿

鶴田町長 相川 正光 印

鶴田町ふるさと納税承認取消決定通知書

鶴田町ふるさと納税事業実施要項第8条3項の規定により、次の承認を取消します。

1 協力事業者

所 在 地	〒	
事 業 者 名	フリガナ	
代 表 者 名	フリガナ	

2 取消しの理由

取消しの理由	
--------	--